

# 愛西市耐震改修費補助事業補助金交付取扱要領

(趣旨)

第1 この告示は、愛西市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成17年愛西市告示第159号。以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この告示において使用する用語の定義は、要綱の定めるところによる。

(補助対象となる耐震補強上有効な耐震改修工事)

第3 交付要綱第3条アの耐震補強上有効な耐震改修工事とは、1.0未満と診断された階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3を加算した数値以上とする工事とする。

(添付書類)

第4 要綱第5条の規定による民間木造住宅耐震改修費補助金交付申請書に添付する書類は、次に掲げる各号によるものとする。

(1) 固定資産課税台帳登録証明書（要綱第2条第2号アに規定する愛西市（合併前の旧町村含む。）が実施する無料耐震診断結果報告書を添付した場合を除く。）

(2) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（要綱第2条によるものに限る。）

(3) 耐震補強工事計画書

ア 案内図、平面図

イ 補強計画図その他補強方法を示す図書

ウ 耐震補強後の建物についての耐震診断の総合評価（建築士の記名、押印のあるものに限る。）

(4) 耐震改修（補強）工事費見積書（耐震改修（補強）工事とその他の部分を分けたもので、施工業者又は建築士の記名、押印のあるものに限る。）

2 要綱第8条の規定による民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 工事請負契約書

(2) 工事費請求書又は領収書の写し（施工業者の発行したものに限る。）

(3) 工事写真（耐震改修（補強）工事の内容が確認できるもの）

(4) 改修（補強）工事が耐震改修（補強）工事計画書に基づき施工されている

ことを証する書面（建築士の記名押印があるものに限る。）

（完了検査）

第5 要綱第8条の規定による民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書の提出があったときは、これを検査することができる。

2 前項の検査により不備が判明したときには、検査結果不備事項通知書（別記様式）により通知する。

（補助金の取消し）

第6 前条第2項の規定による不備事項の改善を行わない場合は、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

2 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（2） 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの告示に違反したとき。

（補助金の返還）

第7 前条第2項の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（その他）

第8 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の佐屋町民間木造住宅耐震改修費補助金交付取扱要領（佐屋町制定）、立田村民間木造住宅耐震改修費補助金交付取扱要領（立田村制定）又は佐織町民間木造住宅耐震改修費補助金交付取扱要領（佐織町制定）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（適用）

3 この告示は、平成19年3月31日までに完了する補助事業に適用する。

（施行期日）（平成18年告示第4号）

- 1 この告示は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

様

愛西市長



検査結果不備事項通知書

年 月 日付けで提出された民間木造住宅耐震改修工事完了実績報告書に基づき検査した結果不備が判明したので下記のとおり通知します。

また、不備事項の改善を行わない場合は、愛西市耐震改修費補助事業補助金交付取扱要領第5第1項により、補助金の交付を取り消すことがあります。

記

- 1 不備の箇所
- 2 不備の内容及び理由